



ご存じですか？「接骨院・整骨院」の正しいかかり方

適用給付担当

044(520)7825

近年、接骨院・整骨院は数も増え、皆さんの生活に身近なものとなり利用する方が多くなっています。しかし、接骨院・整骨院(柔道整復師)による施術には保険証が「**使える場合**」と「**使えない場合**」があります。病院などと違い、健康保険の使える範囲が限られていることをご存じですか？

例えば、**日常生活での肩こりや腰痛への施術は、健康保険が使えず全額自己負担**となります。

誤った保険証の使用やトラブルを避けるためにも、接骨院・整骨院(柔道整復師)へのかかり方を正しく理解し、適正な受診をされますよう、ご協力をお願いいたします。

保険証が**使える**施術

…いつ負傷したか明らかなケガ
(慢性に至っていないものに限られます)

例

- ・打撲 ・捻挫 ・肉離れ(挫傷)
- ・骨折 ・不全骨折(ひび) ・脱臼

※整形外科などの医療機関に受診がある場合は条件があります。

※骨折、不全骨折(ひび)、脱臼は、応急手当を除き、医師の同意が必要です。

保険証が**使えない**施術

…左記以外のケガ等

例

- ・日常における疲れ、肩こり、腰痛
- ・スポーツによる肉体疲労、筋肉痛
- ・加齢や病気などでの体の痛みや不具合
- ・以前負傷した箇所の痛みや後遺症などの慢性病
- ・同時に整形外科などで治療を受けている負傷箇所
- ・通勤中や勤務中の負傷(労災保険の適用)



⇒ 全額自費
となります

保険証の提示を
しないように
お願いします



Q&A

Q 接骨院・整骨院で署名(サイン)を求められたけど、何の書類ですか？

A 患者が柔道整復師に委任し、柔道整復師が患者本人に代わって健保へ保険請求する際に必要な書類(療養費支給申請書)です。保険証が使える施術を行った場合に必要となります。



知らないうちに白紙の用紙に署名(サイン)をしていませんか？

療養費支給申請書には、保険適用の説明を受けた負傷名(部位)や、負傷日、負傷原因、施術日数、金額などが正しく記載されているか、よく確認してから署名(サイン)をしましょう。

不適切な記載事例があります！

ケース1…保険請求できない、筋肉疲労による痛みを「捻挫」と記載されていた

ケース2…施術を受けた回数が合っていない

ケース3…1カ所しかケガをしていないものを2～3カ所ケガがあるように記載されていた

ケース4…施術期間が長期となったとき、別の部位を新たにケガしたことであった

東芝健保からのお願い

① 保険証が使えない施術を受けるときは、保険証を提示しないようにしてください。

② 領収証、領収明細書などは必ず発行してもらい、捨てずに保管してください。

東芝健保が発行する「医療費のお知らせ」と照合し、受診内容と合っているか確認してください。

③ 東芝健保では接骨院・整骨院の療養費給付の適正化への取り組みとして、施術料の点検を(株)オークス※に委託しています。(株)オークスより、書面あるいは電話にて、柔道整復師の施術内容などについて照会を実施させていただく場合がありますので、その際はご協力ください。

※(株)オークスとは個人情報保護法に基づき契約を交わしています。また、この照会により得た個人情報は他の目的には一切使用しません。なお、この照会により皆さまへの施術料などの請求をすることはありません。